NEWS RELEASE



2022年2月28日

「未利用口座管理手数料」の既存口座への対象拡大について

南日本銀行(頭取 斎藤 眞一)は、2022年4月1日(金)より、未利用口座管理手数料の対象口座 として2021年9月30日以前に開設された普通預金口座(総合口座を含む)・貯蓄預金口座につきまして も追加することといたしましたのでお知らせいたします。また、本件に伴い預金規定の改定を行います ので併せてお知らせいたします。

本件は、長期間ご利用されていない口座の不正利用を未然に防止することを強化するものであり、お客さまへのサービスの維持・向上を図るためのものです。何卒ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、本手数料は、2年以上ご利用されていない普通預金口座(総合口座を含む)・貯蓄預金口座を対象とするものであり、日頃より入出金や口座振替などのお取引をいただいているお客さまの口座が対象となることはございません。

記

1. 改定日 2022年4月1日(金)

2. 「未利用口座管理手数料」の改定内容

改訂内容	現行	改定後
対象口座	2021年10月1日以降開設された普通預金	全ての普通預金口座(総合口座を含む)・貯蓄預
	口座(総合口座を含む)・貯蓄預金口座	金口座
未利用期間	2021年10月1日以降に開設された口座	2021年10月1日以降に開設された口座
の基準日	(2021年10月1日)	(2021年10月1日)
		2021 年 9 月 30 日以前に開設された口座
		(2022年10月1日)

3. 未利用口座管理手数料の内容

対象口座 普通預金口座 (総合口座を含む)・貯蓄預金口座	普通預金口座(総合口座を含む)・貯蓄預金口座	
最後のお預け入れ(当該預金の利息入金を除きます)またはお引き出し(本手	生数料の引き	
落としを除きます)から2年以上、一度もお預け入れまたはお引き出しがな	い普通預金	
(総合口座を含む)・貯蓄預金が対象となります。		
未利用口座となっただし、次の場合は未利用口座管理手数料の対象外となります。		
・当該口座の残高が 10,000 円以上である場合		
・お取引店舗にお預かり金融資産(定期預金等)がある場合		
・お取引店舗でのお借り入れがある場合		

NEWS RELEASE

https://nangin.jp/

	(1) 未利用口座の対象となった場合、事前にお客さまの届出住所宛に文書にてご案内をい
	たします。
未利用口座に対	(2) ご案内の発送後、一定期間(3カ月程度)を経過してもお取引がない場合、当該口座
する取扱い	より本手数料を引き落としいたします。
	(3) 残高不足により本手数料の引き落としができなかった場合、残高全額を本手数料とし
	て引き落としし、当該口座を個別に通知することなく自動的に解約いたします。
手数料金額	年間 1,320円 (消費税込み)

4. 預金規定の改定

(1) 改定日 2022年4月1日(金)

用口座管理手数料は、ご返却いたしません。

(2) 改定対象となる預金規定 ・普通預金規定 ・総合口座取引規定 ・貯蓄預金規定

(2) 改定対象となる預金規定 ・晋通預金規定 ・総合口座取引規定 ・貯蓄預金規定			
(3) 改定内容 「未利用口座管理手数料」条項の改定			
現行	改定後		
【未利用口座管理手数料】	【未利用口座管理手数料】		
(1) 未利用口座管理手数料は、別途定める未利用口座	(1) 現行のとおり		
が対象となります。			
(2) この預金口座は、別途定める一定の期間、預金者	(2) この預金口座は、別途定める一定の期間、預金者		
による所定の利用がない場合 <u>(ただし 2021 年 10</u>	による所定の利用がない場合には、未利用口座と		
月1日以降に開設された口座に限ります) には、	なります。		
未利用口座となります。			
(3) この預金口座が未利用口座となりかつ残高が別	(3) この預金口座が未利用口座となりかつ残高が別		
途定める一定の金額を超えることがない場合に	途定める一定の金額を超えることがない場合に		
は、当行はこの預金口座から、払戻請求書等によ	は、当行はこの預金口座から、払戻請求書等によ		
らず、当行の定める未利用口座管理手数料の引き	らず、当行の定める未利用口座管理手数料の引		
落としを開始することができるものとします。ま	き落としを開始することができるものとしま		
た残高不足等により、未利用口座管理手数料の引	す。また残高不足等により、未利用口座管理手数		
き落としが不能となった口座については、 <u>残高を</u>	料の引き落としが不能となった口座について		
<u>未利用口座管理手数料の一部として充当し</u> 、通知	は、残高全額を未利用口座管理手数料として充		
をすることなく当行所定の方法により、解約する	<u>当し</u> 、通知をすることなく当行所定の方法によ		
ことができるものとします。	り、解約することができるものとします。 <u>なお、</u>		
	お客さまの口座残高以上のご負担はございませ		
	<u>/v.</u>		
(4) 一旦引き落としになり、お支払いいただいた未利	(4) 現行のとおり		

以上

【本件に関するお問合せ先】 事務統括部 事務企画管理グループ Tm 099-226-1412 受付時間 平日 9:00~17:00